

板野町消費生活協力員・協力団体委嘱要領

(目的)

第1条 この要領は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の7の規定に基づく消費生活協力員・協力団体（以下「協力員・協力団体」という。）の委嘱等に関し、必要事項を定める。

(委嘱)

第2条 協力員・協力団体は町長が委嘱する。

(活動内容)

第3条 協力員・協力団体は、次に掲げる活動を行う。

- 一 消費者安全の確保に関し住民の理解を深めること
- 二 消費者安全の確保のための消費者教育、啓発活動等の実施すること
- 三 消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供すること
- 四 その他国又は地方公共団体の行う施策に必要な協力をすること

(秘密保持)

第4条 協力員・協力団体は、その活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、協力員・協力団体でなくなった後も同様とする。

(身分の喪失)

第5条 協力員・協力団体の身分の喪失については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 委嘱の辞退の申し出があった場合
- 二 死亡した場合
- 三 他都道府県へ転居した場合
- 四 他市町村へ転居した場合

(解嘱)

第6条 地方公共団体の長は、次のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

- 一 協力員・協力団体としてふさわしくない行為を行った場合
- 二 病気等により活動が困難となった場合

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、協力員・協力団体の委嘱等に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。